

# 市内小中学校の臨時休業に伴う児童生徒の受け入れの実施について（保護者用）

（4月30日版）

## 1 概要

（1） 実施期間 令和2年5月7日（木）から令和2年5月29日（金）まで

※ ただし、休業期間内に福島県知事から臨時休業解除要請があった場合には、解除要請日後、1週間以内を目安として学校を再開します。また児童クラブの運営は通常どおりとなります。

ア 小学校及び中学校 祝日を除く月曜日から金曜日まで

イ 児童クラブ 祝日を除く月曜日から土曜日まで

（2） 受け入れ時間 午前8時から午後6時まで

（3） 留意事項 小中学校の臨時休業に伴い実施するものであり、臨時休業の趣旨をご理解いただき、

**可能な世帯におかれましては、できる限り自宅等での保育をお願いいたします。**

また、37.5度以上の発熱の場合は、受け入れはご遠慮いただきますようお願いいたします。

## 2 対象児童

（1） 小学1年生から4年生まで

ア 実施期間中、祝日を除く月曜日から金曜日までについて、児童クラブ登録児童、未登録児童とも、児童クラブ又は小学校の教室等で受け入れます。

イ 実施期間中の土曜日については、児童クラブ登録児童のみ児童クラブで受け入れます。

（2） 小学5年生及び6年生

ア 実施期間中、祝日を除く月曜日から土曜日までについて、児童クラブ登録児童のみ児童クラブで受け入れます。

イ 児童クラブの待機をお願いしている児童については、中央児童館（22-1766）へご相談ください。

(3) 中学生

ア 原則として特別支援学級在籍児童のみ、臨時休業期間中、祝日を除く月曜日から金曜日までについて中学校の教室等で受け入れます。

### 3 申込手順について

(1) 受け入れ場所の検討

臨時休業の趣旨を踏まえ、保護者において、① 各家庭 → ② 祖父母・親戚宅 → ③ 近隣等の家庭への依頼 → ④ 児童クラブ（登録児童のみ）または 学校での受け入れ の順で十分に検討していただきたいと存じます。

**可能な世帯におかれましては、できる限り自宅等（上記①～③）での保育をお願いいたします。**

(2) 「臨時休業期間における受け入れ希望書」の提出

ア 4月30日に児童クラブ・学校から受け入れ希望書受け取った場合は、5月1日までに児童クラブ・学校に提出してください。

イ これまでに受け入れ希望を行わず今回新規で申し込む場合は、5月7日、8日の利用について電話で学校に必ず連絡をしてください。また5月11日以降も希望する場合は、5月7日に配付される希望書を5月8日まで学校へ提出してください。

※ 3密を避けるため、受け入れ場所を調整させていただく場合があります。

ウ 提出が遅れた場合は、児童クラブまたは学校まで希望書をお届けください。

### 4 持参物等について

(1) 弁当及び水筒の持参をお願いします。（飲食物の提供はありません。）

(2) 必ずマスク着用とします。

(3) 毎朝検温していただくとともに、37.5度以上の発熱の場合は、受け入れはご遠慮いただきますようお願いします。